

# 行政視察等報告書

平成29年5月22日

境港市議会  
議長 岡空 研二 様

会派名 無所属  
代表者 松本 熙



下記のとおり行政視察（調査・研修）を行ったので、その結果を報告します。

## 記

1 観察等期間	平成29年5月9日（火）～平成29年5月10日（水）
	<p>第28回「議員の学校」日本国憲法施行70年 憲法の国家・地方自治構想とその現実 一激動する情勢をひらく道とは何か</p> <p>会場 都立多摩図書館セミナールーム（東京都国分寺市）</p>
2 観察等先 及び内容	<p>平成29年5月9日（火） 第1日目 講義1 トランプ政権のアメリカと世界、そして日本 講義2 憲法が保障する教育権・学習権とは</p> <p>平成29年5月10日（水） 第2日目 講義3 憲法の地方自治原則とその現実的展開 特別講義 沖縄・辺野古から問う日本の地方自治</p>
3 観察等議員	松本 熙
4 総 経 費	合計（1名）85,600 円 （一人当たり85,600円） ※一人当たり経費に端数が出る場合は円未満切り捨て
5 所 見 等	別紙のとおり

内 容：第28回「議員の学校」日本国憲法施行70年  
憲法の国家・地方自治構想とその現実  
一激動する情勢をひらく道とは何か

報告者：松本 熙

所見等：

第1日目…平成29年5月9日（火）

13:00 開会の言葉、ガイダンス

13:15-15:35 講義1

トランプ政権のアメリカと世界、そして日本－政治、経済から軍事を語る

【講師：本田浩邦氏・獨協大学経済学部教授、アメリカ経済論】

トランプ政権の主要閣僚・スタッフは、結果としてウォール街の投資家を集めた閣僚となった。日本の先端通信技術が欲しいアメリカは「オフセット取引」で、日本をアメリカの軍事戦略に取り込みたいところ。「オフセット取引」とは武器輸出の見返りに相手に国が要望する開発協力に応える義務を負う契約で、アメリカの軍需企業は武器開発のための莫大なコストと莫大なオフセット債務を抱え、これを日本に負担させようとしていると話された。

また、アメリカ経済低迷の根源は所得分配と企業行動にあり、経済停滞の土台は賃金の抑制とそれによる消費需要の低迷がある。生産性上昇の恩恵が、企業利潤と高額所得者層の所得に直結し、中位層、下位層に「トリクルダウン」しない。

賃金抑制という歴代保守派の政策は、この傾向を助長したが、トランプ政権も、こうした企業行動や政策を転換しようとする人々ではなく、それらを主導した勢力の人脈で構成されている。

日本の所得税もアメリカの後を追って引き下げられ、それと共に経済格差が拡大しつつある。増加する企業の内部留保は2015年の残高360兆で国家予算の4倍に相当する。中小企業より低い大企業の法人税負担の指摘や巨大企業による税逃れの実態を資料により説明を受けた。

15:50-18:10 講義2

憲法が保障する教育権・学習権とは－学校教育・社会教育の現実から考える

【講師：荒井文昭氏・首都大学東京教授、教育行政学】

問われている教育の目的として、森友学園問題における教育勅語と道徳教育のあり方、18歳選挙権の導入で主権者教育のあり方、センター試験の廃止で目指されるべき学力は何かを例示し、憲法を鏡として、いま起きている事態の本質を学び合い、地方自治の位置から展望をひらくと話された。

「学習する権利」としての「教育を受ける権利」は3点で、①基本的人権としての教育。②学習する権利としての「教育を受ける権利」。③「不登校児童生徒」「夜間中学」などに対する支援だとも話された。

更に、教育権・学習権は地方自治の実現に不可欠のものとして、地方自治を実現していくためには、子どもを含めた住民一人ひとりが、生涯にわたり学び続け

る権利を保障していくことが不可欠であるとし、憲法で保障されているこの学習権を実現していくことは、自治体が国と分担しながら、その役割をどのように担っていくかにかかっていると感じさせられた。

そのためには、住民の学習権を保障しうる教育職員の身分を保障し、「研究と修養」の機会を保障していくことが重要となる。

子どもの学習権の保障、教職員の身分の保障、「不当な支配」に服することのない教育に関して、議会はどのようにその役割を果たしていくべきかが、問われている講義となった。

第2日目…平成29年5月10日（水）

9：15～9：55 東日本大震災からの報告

10：10～12：30 講義3

憲法の地方自治原則とその現実的展開 一ゆがみはどこから現れたのか

【講師：池上洋通氏・「議員の学校」学校長、自治体問題研究所】

日本国憲法の地方自治原則の誕生からの歩みをたどり、それを無視した都道府県・広域行政の展開と基礎自治体に与えてきたひずみに目を配り、根本的な改革の方向を提起する内容だった。

日本国憲法が、侵略戦争がもたらした国内外にわたる悲惨な結果を教訓として制定されたものであることは、その前文において明白だとし、同時にそれは、大日本帝国憲法（明治憲法）の国家体制についての深刻な反省によるものであり、現行憲法が「明治憲法を改正した憲法」であるとの認識が重要で、明治憲法から現行憲法の改正は、特に二点において重要だという。

一点は、国家・社会の統治権（支配権）を、「君主主権」から「国民主権」に移行したこと、近代市民革命の決定的課題で、民主的国家・社会の確立を意味しているという。

もう一点は、国家・社会の基本目的を、「武力によらない恒久平和の実現」と「基本的人権の保障」としたことは、侵略戦争への深刻な反省の結果であると話された。

日本国憲法の地方自治規定の意義と特徴として、重要なことは、憲法が二つの基本目的の達成を任務とする政府について、政府と共に、それと対等な立場に立つ都道府県や市町村の民主的确立を規定したことです。

地方自治確立のもう一つの観点は、「基本的人権の日常における実現」という課題です。憲法第13条では、「すべて国民は個人として尊重される」と規定しています。その後に続く「生命、自由、幸福追求の権利」は、「個人の日常生活」において実現されなければならないことになります。

しかし、第13条が規定する基本的人権の保障が政府の最大任務だとしても、個人の日常生活の権利の実現を政府が担うのは無理なことです。

ここにおいて、地方自治が特に個人の日常生活に向き合う基礎自治体の市町村こそが、具体的な人権保障の担い手でなければならない必然性が確認できます。

次に、政府と地方自治体の対等性は、憲法第41条が「國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關」と規定する国会でも、特定の自治体に対する法律を一方的に制定することは出来ないと、政府と地方自治体の対等性を明確に示すことによって、政府による地方自治体への支配を排除しています。

更に、地方自治による「地方自治の民主的確立」の重要性が問題となる。「第95条一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律に定めることにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」これは「特別法の住民投票」などと見出しがつけられる条文で、その意味は極めて重要である。

政府と地方自治体の対等性は、第1に憲法第41条が「國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關」と規定する国会でも、特定の自治体に対する法律を一方的に制定することは出来ないと、政府と地方自治体の対等性を明確に示すことで、政府による個々の地方自治体への支配を排除しています。

第2は、住民自治による「地方自治の民主的確立」とは、国会の議決に対する自治体での賛否の意思決定は、自治体の長あるいは議会によるのではなく、住民投票によるとして、団体自治に対する住民自治の優位性を示しています。

これは地方自治体が住民の意思に基づく民主的なものとして確立されなければならないことを示しています。

また、第93条には、「自治体の議員、首長、その他の公務員についての住民による直接選挙」の規定があり、代表制民主主義が定められていますが、第95条で住民投票を含む直接民主主義を規定したところに「日本国憲法」の先進性があります。

「権利としての地方自治」は、政府による統制的支配を拒否できなければならぬ。各自治体の課題は勿論、政府や広域自治体の行為にも主体的・自主的に決定できる権利の保障が不可欠であると話された。

(13:30~15:10 第1講義~第3講義、情勢の質疑応答)

15:25~17:55 特別講義

沖縄・辺野古から問う日本の地方自治 一最高裁判所判決の論点を見る

【講師：白藤博行氏・専修大学法学部教授、日本学術会議】

政府は名護市辺野古沖にコンクリートブロックを沈め、新基地建設の進展を宣伝しました。三つのメッセージで、県民に「諦めてください」。本土に「忘れてください」。米国に「任せてください」とした。新基地反対の知事と名護市長がそろった2014年、工事がここまで進むと考えた県民は少なかった。選挙でも運動でも十分に努力して、民意を示してきました。小泉政権が一つ前の基地建設案を断念した、05年当時をはるかに上回るレベルで新基地反対の民意に達していました。

あらためて、安倍政権は常軌を逸している。法解釈を曲げ、警察や海上保安庁を使って、偏執的なまでに米国の意向に沿った工事を進めてきた沖縄側は強く対

抗せざるを得ません。「危ない基地はいらない」という最低限の主張であり、命を守る正当防衛と言ってもいいでしょう。行政の権限を使い尽くしても終わりではない。と沖縄タイムスの記事を紹介して講演が始まりました。

辺野古新基地建設をめぐる国と沖縄県との間の紛争は、直接的には、翁長県知事の公有水面埋め立て承認取り消し処分から始まりました。国による代執行訴訟をはじめとする様々な法的紛争は、国からの不作為の違法確認訴訟に限っては、2016年12月の最高裁判決で決着をみた。同年9月の福岡高裁那覇支部の“異様な判決”を修正しないまま、国の「勝訴」、沖縄県の「敗訴」を内容とする話もありました。

国は、最高裁における「勝訴」を理由に、先の辺野古沖工事の再開を強行しました。これに対して、沖縄県は、漁業調整規則に基づく岩礁破碎等許可の撤回、あるいは2017年4月以降に新たに必要とされる同許可の拒否、公有水面埋立法に基づく埋立て承認の撤回など、あらゆる知事権限を使って、辺野古新基地建設を阻止する構えを続けています。

これまでの辺野古訴訟を振り返り、沖縄県の自治への闘争からみえる「日本の立憲主義、法治主義、憲法が保障する地方自治」の現状と課題を考える講義でした。

#### 所感：

地方議員の学び舎「議員の学校」の名前に興味を感じて参加をしました。110分の講義は大学時代を思い出されるようで、久しぶりに現職の大学教授3人と校長の4講座は、会派に属さない議員としては勉強になる研修になった。

講義1は、莫大な資産を持つトランプ大統領と閣僚からなる政権運営の行方と安倍首相が進める武器輸出は、憲法上や安全保障上などの観点から、日本が紛争に巻き込まれる恐れを感じる講義となった。

講義2は、憲法が保障する教育権・学習権では、2018年度より実施される特別な教科「道徳」及び18歳選挙権と主権者教育の課題の取り組みの必要性を感じた。

講義3は、校長による講義で、憲法の地方自治原則を無視し、軽視してきた政治・行政に警鐘を鳴らすものだった。

特別講義は、沖縄の自治への闘争から考える立憲地方自治では、沖縄県民に「諦めて」、本土に「忘れて」、米国に「任せて」と三つのメッセージを出したのだと言う。政府は辺野古沖にコンクリートブロックを沈め、新基地建設を始めたことから、沖縄県の自治を守る闘いを通して見える日本の立憲主義、憲法が保障する地方自治の現状に私は不安を覚えた。

戦後70年を経た日本は、そうした社会不安に反省を加えることなく、リニア新幹線で東京一極集中を加速し、地方の人口減少や地域経済の衰退が加速する危機的社会に鈍感な感じがする。

改憲という潮流の中で、監視社会（共謀罪）の不安、格差社会の中の貧困問題など、激動する情勢をひらく道とは何かを概観する研修になった。